

平成 30 年中におけるえせ同和行為実態
把握のためのアンケート調査結果

平成 31 年 3 月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

は し が き

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことで、人々に同和問題に関する誤った意識を植え付け、同和問題の解決を阻む大きな原因となっています。

えせ同和行為の実態については、昭和 62 年以降、法務省人権擁護局が 9 回にわたりアンケート調査を実施することで把握に努めてきましたが、10 回目のアンケート調査以降は当センターが実施しています。11 回目となる本調査は、平成 30 年の 1 年間を調査対象期間として、本年 1 月に実施しました。

本調査は、前回の調査（平成 25 年を対象）から 5 年が経過していることから、改めて、えせ同和行為の現状、手口の変化等を明らかにすることを目的としています。

その結果、被害率は減少しているとみられるものの、依然としてえせ同和行為による被害が存在していることが分かりました。

当センターでは、本調査を一つの契機として、引き続きえせ同和行為の排除に向けた啓発に取り組んでいく所存です。関係各位におかれましても、本調査結果を有効に活用され、えせ同和行為の排除に向けて一層取り組んでいただきたくお願い申し上げます。

遅ればせながら、本調査の実施に当たり、御協力を頂いた多くの方々に心から感謝の意を表します。

平成 31 年 3 月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

目 次

第1 調査の概要1

第2 調査結果の概要5

参 考 調 査 票

第 1 調査の概要

1 調査目的

最近におけるえせ同和行為の実態を明らかにするとともに、えせ同和行為の手口、企業の対応等を明らかにし、もって、えせ同和行為を根絶するための今後の啓発活動の在り方について検討することを目的とする。

2 調査の対象

全国の従業員規模 30 人以上の事業所の中から、日本標準産業分類に掲げる大分類 A から T までの以下の 20 分類及び所在地における事業所数の配分を可能な限り反映させた上で、無作為に 9,000 件を抽出した。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 金融業、保険業
- (11) 不動産業、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）
- (19) 公務（他に分類されるものを除く）
- (20) 分類不能の産業

※第 9 回調査までは、調査対象の抽出に、総務省（総理府／総務庁）統計局実施の事業所・企業調査データを母集団として使用していたが、第 10 回以降の調査においては株式会社帝国データバンクの保有するデータを使用している。

※第 10 回までの調査においては、任意の区分として、建設業、製造業、卸売業、小売業、銀行業、農協、信金・信組、生命保険業、損害保険業、運輸・通信業、サービス業、マスコミ業といった特定の 12 業種を対象にして調査を行ってきた。

今回の調査においては、業種の分類について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく取扱いに準じて日本標準産業分類によることとして、大分類として分類される全ての業種（上記の 20 業種）を対象にアンケートを実施することとし、業種及び地域区分の割合がほぼ均等になるように事業所を抽出した。

3 調査方法

往復郵送法

4 調査事項

別添調査票参照

5 調査実施時期

平成 31 年 1 月

6 回収結果

- ・標本数（率） 9,000（100.0％）
- ・回収数（率） 2,736（30.4％）
- ・未回収数（率） 6,264（69.6％）

回収事業所の業種別，地域別，本社・支社別，従業員規模別の構成は，以下のとおり。

（1）業種別

区 分	回答事業所数	構成比（％）
農 業 ， 林 業	13	0.5
漁 業	-	-
鉱業，採石業，砂利採取業	2	0.1
建 設 業	171	6.3
製 造 業	337	12.3
電気・ガス・熱供給・水道業	18	0.7
情 報 通 信 業	41	1.5
運 輸 業 ， 郵 便 業	144	5.3
卸 売 業 ， 小 売 業	409	14.9
金 融 業 ， 保 険 業	184	6.7
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	37	1.4
学術研究，専門・技術サービス業	49	1.8
宿泊業，飲食サービス業	54	2.0
生活関連サービス業，娯楽業	41	1.5
教 育 ， 学 習 支 援 業	316	11.5
医 療 ， 福 祉	265	9.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業	33	1.2
サービス業（他に分類されないもの）	165	6.0
公務（他に分類されるものを除く）	404	14.8
分 類 不 能 の 産 業	25	0.9
不 明	28	1.0
計	2,736	100.0

(2) 地域別

区 分	回答事業所数	構成比 (%)
札幌ブロック	125	4.6
仙台ブロック	231	8.4
東京ブロック	992	36.3
名古屋ブロック	354	12.9
大阪ブロック	384	14.0
広島ブロック	206	7.5
高松ブロック	99	3.6
福岡ブロック	323	11.8
不 明	22	0.8
計	2,736	100.0

(3) 本社・支社別

区 分	回答事業所数	構成比 (%)
本社 (本店)	617	22.6
支 店 等	1,991	72.8
不 明	128	4.7
計	2,736	100.0

(4) 従業員規模別

区 分	回答事業所数	構成比 (%)
50人未満	1,836	67.1
50～100人未満	295	10.8
100～300人未満	322	11.8
300～500人未満	88	3.2
500～1,000人未満	69	2.5
1,000人以上	86	3.1
不 明	40	1.5
計	2,736	100.0

7 本調査結果の見方

- (1) 本調査結果の回答は、原則として回答事業所数を基数とした百分率（％）で示している。
- (2) 調査結果数値（％）は小数点第 2 位を四捨五入しているので、回答比率を合計しても 100.0％にならない場合がある。
- (3) 本調査で用いた地域区分は、以下のとおり全国を 8 ブロックに分けて設置している法務局の管轄区域による。

札幌ブロック	： 北海道
仙台ブロック	： 宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県
東京ブロック	： 東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県， 山梨県，長野県，新潟県
名古屋ブロック	： 愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県
大阪ブロック	： 大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県
広島ブロック	： 広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県
高松ブロック	： 香川県，徳島県，高知県，愛媛県
福岡ブロック	： 福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県，沖縄県

第2 調査結果の概要

1 調査の規模

30人以上の従業員規模を有する全国の事業所の中から9,000事業所を抽出して、往復郵送法によりアンケート調査を実施したところ、2,736事業所から回答があった。

調査対象事業所数及び回答率

調査事業所数 (A)	9,000
回答事業所数 (B)	2,736
回答率 (%) (B/A)	30.4

2 主な調査結果

(1) - 1 被害率 (不法・不当な要求を受けた事業所の割合) は 0.2% (該当は 5 件), 1 事業所当たりの要求件数は 1.0 件

被害率 (不法・不当な要求を受けた事業所の割合) は 0.2% となっており, その事業所数は 5 件となっている。

また, 1 事業所が不法・不当な要求を受けた平均件数は 1.0 件となっている。

被害率及び1事業所当たりの要求件数

要求を受けた事業所数	5
被害率 (%) (注1)	0.2
要求の総件数	5
1事業所当たりの要求件数 (注2)	1.0

(注1) 「要求を受けた事業所数」を「回答事業所数」で除した比率

(注2) 「要求の総件数」を「要求を受けた事業所数」で除した値

(1) - 2 被害率 (地域別)

地域別の被害率は、仙台ブロック (0.4%)、東京ブロック (0.2%)、名古屋ブロック (0.3%)、広島ブロック (0.5%) となっている。

被害率 (地域別)

(%)

ブロック	札幌	仙台	東京	名古屋	大阪	広島	高松	福岡
被害率	-	0.4	0.2	0.3	-	0.5	-	-

(1) - 3 被害率 (業種別)

業種別の被害率は、複合サービス事業 (3.0%)、製造業 (0.6%)、サービス業 (0.6%)、医療、福祉 (0.4%) となっている。

被害率 (業種別)

(%)

業 種	順 位	被 害 率
複 合 サ ー ビ ス 事 業	1	3.0
製 造 業	2	0.6
サービス業 (他に分類されないもの)	2	0.6
医 療 , 福 祉	4	0.4
農 業 , 林 業	5	-
漁 業	5	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	5	-
建 設 業	5	-
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	5	-
情 報 通 信 業	5	-
運 輸 業 , 郵 便 業	5	-
卸 売 業 , 小 売 業	5	-
金 融 業 , 保 険 業	5	-
不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	5	-
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	5	-
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	5	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	5	-
教 育 , 学 習 支 援 業	5	-
公 務 (他 に 分 類 さ れ る も の を 除 く)	5	-
分 類 不 能 の 産 業	5	-

(1) - 4 被害率（本社・支社別）

本社・支社別の被害率は、本社（本店）で0.3%、その他（支店、営業所等）で0.2%となっている。

被 害 率（本社・支社別）

(%)

本社・支社別	被害率
本 社（本 店）	0.3
そ の 他 （支店、営業所等）	0.2

(1) - 5 被害率（従業員の規模別）

従業員規模別の被害率は、従業員300～500人未満の事業所で1.1%、50～100人未満で0.3%、50人未満で0.2%となっている。

被 害 率（従業員規模別）

(%)

従業員規模	順位	被害率
50 人 未 満	3	0.2
50 ～ 100 人 未 満	2	0.3
100 ～ 300 人 未 満	4	-
300 ～ 500 人 未 満	1	1.1
500 ～ 1,000 人 未 満	4	-
1,000 人 以 上	4	-

(2) えせ同和行為の要求に対して 80.0% (4 件) が拒否, 応諾率の該当は無い

えせ同和行為の不法・不当な要求を受けた事業所は 5 事業所あり, このうち要求を拒否したものは 80.0% (回答は 4 件) となっている。

一方, 応諾率 (えせ同和行為を行う者からの要求に対して, 一部又は全部応じたと回答した事業所の割合) は該当無しとなっている。

応 諾 率 (注 1)

(%)

	拒否した	一部応じた	全部応じた
応諾率	80.0 (4)	- (-)	- (-)

(注 1) 要求に対し「一部又は全部応じたと回答した事業所数」を「要求を受けた事業所数」で除した比率

(注 2) () 内は事業所数

要求に対する対応については, 「現在, 対応について検討中」及び「無回答」があるため, 100%とならない。

(3) 不法・不当な要求は、「機関紙・図書等物品購入の強要」が最も割合が高い

不法・不当な要求としては、「機関紙・図書等物品購入の強要」が40.0%（回答は2件）となっており、「寄附金，賛助金の強要」，「融資の強要」が20.0%（回答はそれぞれ1件）となっている。

要求の種類

(%)

要 求 の 種 類	順 位	割 合
機関紙・図書等物品購入の強要	1	40.0
寄附金，賛助金の強要	2	20.0
融 資 の 強 要	2	20.0
講演会・研修会への参加強要	4	-
下 請 へ の 参 加 強 要	4	-
機関紙等への広告掲載の強要	4	-
名簿の購入の強要	4	-
物品の寄附強要	4	-
契約締結の強要	4	-
債務の免除・猶予の強要	4	-
示談金の要求	4	-
職員への採用強要	4	-
口座開設の強要	4	-
着手金の強要	4	-
謝罪文の強要	4	-
そ の 他 ・ 無 回 答	-	20.0

(注) 複数回答

(4) 要求の手口は、「執ように電話をかけてくる」が最も割合が高い

要求の手口は、「執ように電話をかけてくる」が80.0%（回答は4件）と最も割合が高くなっている。続いて「官公署を使って圧力をかけると言って脅す」が20.0%（回答は1件）となっている。

要求の手口

(%)

要 求 の 手 口	順 位	割 合
執 よ う に 電 話 を か け て く る	1	80.0
官 公 署 を 使 っ て 圧 力 を か け る と 言 っ て 脅 す	2	20.0
同 和 問 題 （ 部 落 差 別 ） を 知 っ て い る か と 言 っ て 脅 す	3	-
大 声 で 威 嚇 す る	3	-
責 任 者 に 会 わ せ る と 言 っ て 脅 す	3	-
事 務 所 に 多 数 で 押 し 掛 け る と 言 っ て 脅 す	3	-
政 治 家 と の 関 係 を ほ の め か す	3	-
糾 弾 す る ぞ と 言 っ て 脅 す	3	-
社 長 等 の 自 宅 に 押 し 掛 け る と 言 っ て 脅 す	3	-
危 害 を 加 え る と 言 っ て 脅 す	3	-
事 務 所 に 多 数 で 押 し 掛 け る	3	-
店 外 で 拡 声 器 を 使 っ て 騒 ぐ と 言 っ て 脅 す	3	-
店 外 で 拡 声 器 を 使 っ て 騒 ぐ	3	-
マ ス コ ミ に 訴 え る と 言 っ て 脅 す	3	-
社 長 等 の 自 宅 に 押 し 掛 け る	3	-
店 内 で 他 の 客 の 迷 惑 と な る 行 為 を す る	3	-
事 業 所 又 は 従 業 員 の 秘 事 を 暴 露 す る と 言 っ て 脅 す	3	-
そ の 他 ・ 無 回 答	-	-

(注) 複数回答

(5) 官公署からの指示を受けたケースは無かった

官公署を使い圧力をかけると言って脅された事業所は、1件が該当している（(4) 参照。）が、官公署から何か具体的な指示があったかの問に対して、「指示はなかった」と回答している。

官公署からの指示

(%)

指 示 内 容	順 位	構 成 比
無難に処理をするようにと言われた	1	-
き然とした態度で断るよう指示された	1	-
断りやすいように援助してくれた	1	-
官公署に迷惑をかけるなど言われた	1	-
その他・無回答	-	-
官公署からの指示はなかった	-	100.0
無 回 答	-	-

(6) 要求の口実は、「同和問題（部落差別）の知識（認識，研修）の不足」が最も割合が高い

要求の口実は、「同和問題（部落差別）の知識（認識，研修）の不足」、「単なる言いがかり，無理難題」が40.0%（回答はそれぞれ2件ずつ）と最も割合が高くなっている。

要求の口実

(%)

要 求 の 口 実	順 位	割 合
同和問題（部落差別）の知識（認識，研修）の不足	1	40.0
単なる言いがかり，無理難題	1	40.0
一方的に差別であると決めつける	3	20.0
事務上のミス	3	20.0
無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム	5	-
工事に対する苦情	5	-
社員の不適切な言動	5	-
交通事故の責任	5	-
商品に対する苦情	5	-
その他・無回答	-	20.0

(注) 複数回答

(7) 要求を受けた期間は、1日限り、2日～1週間未満の割合が高い

要求を受けた期間は、「1日限り」、「2日～1週間未満」が40.0%（回答はそれぞれ2件ずつ）となっている。

要求を受けた期間

(%)

要 求 期 間	順 位	構 成 比
1 日 限 り	1	40.0
2 日 ～ 1 週 間 未 満	1	40.0
1 週 間 ～ 1 か 月 未 満	4	-
1 か 月 ～ 6 か 月 未 満	4	-
6 か 月 ～ 1 年 未 満	4	-
1 年 以 上	3	20.0
無 回 答	-	-

(8) 社会運動等を標ぼうする者（えせ右翼，えせ政治団体等）による被害率は1割未満

同和を名乗る団体以外の社会運動等を標ぼうする者から不法・不当な要求を受けたことがある事業所の割合は0.2%である。

社会運動等を標ぼうする者からの要求

(%)

被 害 率	0.2
-------	-----

(9) 自由意見（抄）

- 現在のところ，えせ同和行為による被害は特に受けていない。
- 過去にはあったが，不法，不当な要求は減少傾向。
- えせ同和行為を根絶してほしい。

参 考

平成30年中におけるえせ同和行為実態把握のための アンケート調査 調査票兼回答用紙

このアンケートは、平成30年中における同和を名乗る者又は団体による不法、不当な要求（例えば、物品購入、寄附金の強要等）の有無等についてお尋ねするものです。

秘密は厳守いたします。

どうしてもお答えになりたくない質問にはお答えにならなくても結構です。

回答は、この用紙に記入してください。

本用紙は、同封の封筒に入れて平成31年1月22日までに返送してください。

◎該当する番号を○で囲んでください。

問1 あなたの事業所の所在地域は、次のどこですか。

- 1 札幌ブロック（北海道）
- 2 仙台ブロック（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）
- 3 東京ブロック（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）
- 4 名古屋ブロック（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）
- 5 大阪ブロック（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）
- 6 広島ブロック（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）
- 7 高松ブロック（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）
- 8 福岡ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県）

問2 あなたの事業所は、次のうち、どの業種に該当しますか。

- | | | |
|---------------------|------------------|----------------------|
| 1 農業、林業 | 2 漁業 | 3 鉱業、採石業、砂利採取業 |
| 4 建設業 | 5 製造業 | 6 電気・ガス・熱供給・水道業 |
| 7 情報通信業 | 8 運輸業、郵便業 | 9 卸売業、小売業 |
| 10 金融業、保険業 | 11 不動産業、物品賃貸業 | 12 学術研究、専門・技術サービス業 |
| 13 宿泊業、飲食サービス業 | 14 生活関連サービス業、娯楽業 | 15 教育、学習支援業 |
| 16 医療、福祉 | 17 複合サービス事業 | 18 サービス業（他に分類されないもの） |
| 19 公務（他に分類されるものを除く） | 20 分類不能の産業 | ※分類の詳細については本用紙7ページ参照 |

問3 あなたの事業所は、次のどれに該当しますか。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 本社（本店等） | 2 支社（支店、営業所等） |
|-----------|---------------|

問4 あなたの事業所の従業員数は、次のどれに該当しますか。

- | | |
|----------------|--------------|
| 1 50人未満 | 2 50～100人未満 |
| 3 100～300人未満 | 4 300～500人未満 |
| 5 500～1,000人未満 | 6 1,000人以上 |

問5 法務省（人権擁護局）がえせ同和行為排除のために啓発活動を実施していることを知っていますか。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問6 政府が、えせ同和行為排除のために「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を設置して一体的に取り組んでいることを知っていますか。

- | | |
|---------|--------|
| 1 知っている | 2 知らない |
|---------|--------|

問7 あなたの事業所は、平成30年中に同和を名乗る者又は団体から不法、不当な要求を受けたことがありますか。

- 1 あ る ⇒ 問8以下の間にお答えください。
 2 な い ⇒ 問26の間にお答えください。

◎問8から問24までの回答は、問7で1に○をつけた方のみお答えください。

問8 平成30年中に、あなたの事業所が同和を名乗る者又は団体から受けた不法、不当な要求は何件で、どのような内容でしたか。また、要求に対しどう対処しましたか。（複数回答可）

	内容	要求件数	対処件数			
			拒否した	一部応じた	全部応じた	現在対応について検討中
1	示談金の要求	件	件	件	件	件
2	融資の強要	件	件	件	件	件
3	寄附金、賛助金の強要	件	件	件	件	件
4	口座開設の強要	件	件	件	件	件
5	着手金の強要	件	件	件	件	件
6	物品の寄附強要	件	件	件	件	件
7	債務の免除・猶予の強要	件	件	件	件	件
8	契約締結の強要	件	件	件	件	件
9	機関紙・図書等物品購入の強要	件	件	件	件	件
10	機関紙等への広告掲載の強要	件	件	件	件	件
11	名簿の購入の強要	件	件	件	件	件
12	講演会・研修会への参加強要	件	件	件	件	件
13	謝罪文の強要	件	件	件	件	件
14	下請への参加強要	件	件	件	件	件
15	職員への採用強要	件	件	件	件	件
16	その他（具体的に： ）	件	件	件	件	件

問9 要求を受けた際、どこかに相談しましたか。（複数回答可）

- 1 法務局に相談した
 2 警察に相談した
 3 地方自治体に相談した
 4 行政機関（1～3を除く）に相談した
 5 弁護士又は弁護士会に相談した
 6 その他（上記以外）に相談した（具体的に：
）
 7 相談しなかった

問10 問8で御回答いただいた不法、不当な要求のうち、代表的なもの一つを挙げるとすれば、次のどれに該当しますか。

- 1 示談金の要求 2 融資の強要 3 寄附金、賛助金の強要
 4 口座開設の強要 5 着手金の強要 6 物品の寄附強要
 7 債務の免除・猶予の強要 8 契約締結の強要 9 機関紙・図書等物品購入の強要
 10 機関紙等への広告掲載の強要 11 名簿の購入の強要 12 講演会・研修会への参加強要
 13 謝罪文の強要 14 下請への参加強要 15 職員への採用強要
 16 その他（具体的に：
）

◎問 1 1 から問 2 3 までは、問 1 0 で回答いただいた代表的な不法、不当な要求についてお答えください。

問 1 1 相手方が要求をするに際して使った手口は、次のどれに該当しますか。（複数回答可）

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1 同和問題（部落差別）を知っているかと言って脅す | 2 執ように電話をかけてくる |
| 3 大声で威嚇する | 4 糾弾するぞと言って脅す |
| 5 社長等の自宅に押し掛けると言って脅す | 6 社長等の自宅に押し掛ける |
| 7 事務所に多数で押し掛けると言って脅す | 8 事務所に多数で押し掛ける |
| 9 店外で拡声器を使って騒ぐと言って脅す | 10 店外で拡声器を使って騒ぐ |
| 11 店内で他の客の迷惑となる行為をする | 12 政治家との関係をほのめかす |
| 13 危害を加えると言って脅す | 14 マスコミに訴えると言って脅す |
| 15 責任者に会わせろと言って脅す | 16 事業所又は従業員の秘事を暴露すると言って脅す |
| 17 官公署を使って圧力をかけると言って脅す | ⇒ 問 1 1-1 以下へ |
| 18 その他（具体的に： _____) | ↓ |

〔問 1 1 で 1 7 に○をつけた方のみお答えください。〕

問 1 1-1 官公署から、何か具体的な指示がありましたか。

- | | |
|-----------|---------------|
| 1 指示があった | ⇒ 問 1 1-2 以下へ |
| 2 指示はなかった | ⇒ 問 1 2 へ |

〔問 1 1-1 で 1 に○をつけた方のみお答えください。〕

問 1 1-2 官公署からの指示はどのようなものでしたか。最も近いもの一つのみお答えください。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 き然とした態度で断るよう指示された | 2 断りやすいように援助してくれた |
| 3 無難に処理をするようにと言われた | 4 官公署に迷惑をかけるなど言われた |
| 5 その他（具体的に： _____) | |
- ※差し支えなければ官公署名をお答えください（ _____)

問 1 2 要求を受けた期間は、次のどれに該当しますか。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 1日限り | 2 2日～1週間未満 |
| 3 1週間～1か月未満 | 4 1か月～6か月未満 |
| 5 6か月～1年未満 | 6 1年以上 |

問 1 3 要求を受けた際、相手方と何回対応しましたか。

- | | |
|---------|---------|
| 1 1回 | 2 2～5回 |
| 3 6～10回 | 4 11回以上 |

問 1 4 要求を受けた際、相手方は何人来訪しましたか。（数回にわたった場合は最多の場合の人数をお答えください。）

- | | |
|-----------|---------|
| 1 1人 | 2 2～5人 |
| 3 6～10人 | 4 11人以上 |
| 5 来訪はなかった | |

問 1 5 要求を受けた際、相手方が口実としたことは、次のどれに該当しますか。（複数回答可）

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1 一方的に差別であると決めつける | 2 単なる言いがかり、無理難題 |
| 3 事務上のミス | 4 社員の不適切な言動 |
| 5 同和問題（部落差別）の知識（認識、研修）の不足 | 6 工事に対する苦情 |
| 7 交通事故の責任 | 8 商品に対する苦情 |
| 9 無断送付の機関紙等の処理に対するクレーム | |
| 10 その他（具体的に： _____) | |

問 1 6 要求を受けた際、相手方と対応した場所は次のどれに該当しますか。（複数回答可）	
1 あなたの事業所	2 相手方等の事務所
3 相手方指定場所（1, 2を除く）	4 電話
5 その他（具体的に：	）
問 1 7 要求を受けた際、相手方との対応に要した時間は次のどれに該当しますか。（数回にわたった場合は最長の場合の時間を一つお答えください。）	
1 1時間未満	2 1時間～3時間未満
3 3時間～5時間未満	4 5時間以上
問 1 8 要求を受けた際、相手方との対応には、弁護士が立ち会いましたか。	
1 立ち会った	2 立ち会わなかった
問 1 9 要求に対しどう対処しましたか。	
1 拒否した	2 一部応じた
3 全部応じた	4 現在対応について検討中
問 2 0 問 1 9のような対処をしたことに対し、相手方はどうしましたか。	
1 新たな要求をしてきた	
2 いやがらせ等をしてきた	
3 今のところ何もしてこない	
問 2 1 要求を受けた際、相手方に対して何らかの法的手続をとりましたか。（複数回答可）	
1 仮処分手続をとった	2 債務不存在確認の訴えを行った
3 内容証明郵便を発送した	4 その他の民事手続をとった
5 告訴又は告発をした	6 法的手続きはとらなかった
問 2 2 えせ同和行為によって受けた要求金額は次のどれに該当しますか。	
1 1万円未満	2 1万円～10万円未満
3 10万円～100万円未満	4 100万円～1,000万円未満
5 1,000万円以上	6 金額に換算できない
問 2 3 問 2 2の要求に応じて支払った金額は次のどれに該当しますか。	
1 1万円未満	2 1万円～10万円未満
3 10万円～100万円未満	4 100万円～1,000万円未満
5 1,000万円以上	6 金額に換算できない
7 支払わなかった	

◎この質問には、本社（本店等）以外の事業所のみお答えください。

問 2 4 問 1 0の要求を受けた際、対策については本社、本店等上部組織と協議しましたか。	
1 協議した	2 協議しなかった

営業業種の分類に関する参考資料

営業業種	主な産業
1 農業, 林業	-
2 漁業	漁業, 水産養殖業
3 鉱業, 採石業, 砂利採取業	-
4 建設業	総合工事業, 職別工事業, 設備工事業
5 製造業	食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業, 繊維工業, 木材・木製品製造業, 家具・装備品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, 印刷・同関連業, 化学工業, 石油製品・石炭製品製造業, プラスチック製品製造業, ゴム製品製造業, なめし革・同製品・毛皮製造業, 窯業・土石製品製造業, 鉄鋼業, 非鉄金属製造業, 金属製品製造業, はん用機械器具製造業, 生産用機械器具製造業, 業務用機械器具製造業, 電子部品・デバイス・電子回路製造業, 電気機械器具製造業, 情報通信機械器具製造業, 輸送用機械器具製造業
6 電気・ガス・熱供給・水道業	-
7 情報通信業	通信業, 放送業, 情報サービス業, インターネット附随サービス業, 映像・音声・文字情報制作業
8 運輸業, 郵便業	鉄道業, 道路旅客運送業, 道路貨物運送業, 水運業, 航空運輸業, 倉庫業, 運輸に附帯するサービス業, 郵便業
9 卸売業, 小売業	各種商品卸売業, 繊維・衣服等卸売業, 飲食料品卸売業, 建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業, 機械器具卸売業, 各種商品小売業, 織物・衣服・身の回り品小売業, 飲食料品小売業, 機械器具小売業, 無店舗小売業
10 金融業, 保険業	銀行業, 協同組織金融業, 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関, 金融商品取引業, 商品先物取引業, 補助的金融業等, 保険業
11 不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業, 不動産賃貸業・管理業, 物品賃貸業
12 学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関, 専門サービス業, 広告業, 技術サービス業
13 宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業, 飲食店, 持ち帰り・配達飲食サービス業
14 生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業, 娯楽業
15 教育, 学習支援業	学校教育, その他の教育, 学習支援業
16 医療, 福祉	医療業, 保健衛生, 社会保険・社会福祉・介護事業
17 複合サービス事業	郵便局, 協同組合
18 サービス業 (他に分類されないもの)	廃棄物処理業, 自動車整備業, 機械等修理業, 政治・経済・文化団体, 宗教, 外国公務
19 公務 (他に分類されるものを除く)	国家公務, 地方公務
20 分類不能の産業	-